

函館市宿泊税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年8月29日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第55号

函館市宿泊税条例の施行期日を定める規則

函館市宿泊税条例（令和7年函館市条例第9号）（附則第1項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和8年4月1日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は令和7年10月1日とする。